

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準の設定、特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について」に対する意見の募集結果について

平成 1 1 年 1 2 月
中央環境審議会水質部会事務局
(環境庁水質保全局水質管理課
" 水質規制課)

中央環境審議会水質部会(部会長:村岡浩爾 大阪大学工学部教授)においては、本年12月10日、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準の設定、特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について」について答申案を取りまとめました。

同部会事務局では、11月2日の部会審議に基づく答申案を公表し、11月4日から12月3日までの1ヶ月間、ファックス、郵便又は電子メールにより、広く国民の意見の募集(パブリックコメント手続)を行いました。

このたび、寄せられた意見(「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準の設定について」:37件、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について」:29件)及びそれに対する同部会の考え方を別添のとおり取りまとめたので、公表いたします。

なお、寄せられた意見については、取りまとめの便宜上、案件ごとに適宜集約させていただきました。

今回、御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも、環境保全行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

・「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準の設定について」に対する意見の募集結果

1．意見の提出状況

意見の提出者数

| | |
|---------------|----|
| ・封書又はFAXによるもの | 7通 |
| ・電子メールによるもの | 1通 |
| 合 計 | 8通 |

意見ののべ総数 37件

2．寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方

(1) 水質環境基準設定の考え方に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|---|
| (1)目的の曖昧な環境基準設定には疑問がある。水質環境基準とは何か。人の飲み水の基準か、生態系のための水質基準か、水棲生物の食物連鎖を考慮した基準か。 | 水質環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定することとしています。 |
| (2)ヒトだけに着目して設定する方法は問題である。 | |
| (3)知見が足りないから様々な条件を緩めたり除外する事は望ましくない。知見が足りず純粋に科学的な基準を設定できないのならばこそ国民の合意と理解を得た基準であるべき。 | 人の健康の保護のために、科学的な根拠に基づき基準を設定する必要があります。今回提案した基準値は、現時点で得られる科学的な知見を最大限活用し、生物濃縮の観点からも定量的な検証を行ったものです。 |
| (4)生物濃縮係数を求めることが困難であるとしていることは、水質環境基準について根拠と責任を持って設定することができないということである。こうした条件の下では予防原則に基づき定めるべきである。 | |
| (5)知見の不足を理由として生物濃縮考慮方式を回避することは姑息的である。 | |
| (6)人を含めた自然環境は全ての媒体が有機的につながっていることは自明の理であり、ばらばらな基準を作ることは極めて危険である。 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条により、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染について、それぞれ環境基準を設定することとされているところです。水中のダイオキシン類は、大気、土壌等から移行し、魚介類経由及び飲用水の形で人が摂取します。水質環境基準は、このような移行・摂取経路を踏まえて、人の健康保護の見地から検討したものです。 |

(2) 水質環境基準値の設定根拠に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>(1)生物濃縮係数については、例えば米国5大湖におけるPCBの調査では数十万から数百万倍にもなるという調査結果もある。答申案で用いた5千倍、1万倍では過小評価であり、実際とかなりの乖離があるのではないか。</p> | <p>魚介類の活動範囲は広いため単純に水質測定地点の水質と対比することはできないものの、ダイオキシン類について我が国で得られている平成10年度の環境庁調査結果から、水質と水生生物の平均濃度の比を計算すると、生物濃縮率は概ね5千倍となるところです。このような事実等を勘案して、5千倍、1万倍という数値を仮定することは現時点において妥当であると考えます。いずれにしても多数の異性体を有するダイオキシン類の生物濃縮については、内外の文献を含め知見が不足しており、今後とも知見の集積に努めてまいります。</p> |
| <p>(2)「検証」は、水から魚への1段の濃縮を考慮したただけのもので、実際の食物連鎖を反映したものではない。桁違いに厳しく考え直すべき。</p> | <p>魚介類に至るまでの食物連鎖の結果は、魚介類の濃度に反映されており、魚介類から上位の食物連鎖については、本基準の目的(人の健康の保護)から、魚介類を通じた人の摂取を考慮すべきものと考えます。</p> |
| <p>(3)魚介類1.5倍摂食者の耐容一日摂取量に対応する内海魚の平均的ダイオキシン濃度は2.7pptTEQとされているが、米国環境保護庁の魚を含む食品中の可食目安「食用としないことを推奨するレベル」と比較して2倍に相当。水質基準が1pg/lは高すぎる。</p> | <p>生物濃縮の観点からの水質環境基準の検証にあたっては、耐容一日摂取量(TDI)と平成10年度の国民の平均的ダイオキシン類摂取量から2.7pg-TEQ/kg/dayを算出し、TDIとの対応関係を検討したものです。なお、米国環境保護庁の基準値はWHOのTDIとは異なる考え方のもとに設定されています。</p> |
| <p>(4)摂取量については超えてはならない上限値をもとに水質基準値を設定することは危険である。また、仮定の濃縮率に基づいて水質環境基準値を検証することは危険である。</p> | <p>水質環境基準の設定にあたっては、従来より耐容一日摂取量等を考慮して設定されています。生物濃縮率については、現時点で利用し得る知見を最大限活用し、科学的に検証を行ったものです。</p> |
| <p>(5)要求水質の平均濃度が0.27pg-TEQ/lであり、現在0.4pg-TEQ/lであるわが国の平均水質濃度が1pg-TEQ/lの基準により平均0.27pg-TEQ/lとなるとはナンセンス。</p> | <p>環境基準の設定により1pg-TEQ/lを超える水域についてそれ以下に改善する対策をとることによって、我が国の平均水質は現状の0.4pg-TEQ/lから0.27pg-TEQ/l以下に改善されると見込んだものです。</p> |
| <p>(6)飲用水利用を考慮する基準値の算定について、WHOの設定値に従いTDIの1%以下を割り当てるとしているが、日本に適用する場合の検証・評価がなされていない。必要な場合はWHOの算定方式と異なる割合を用いることも考えるべき。</p> | <p>WHOの飲料水水質ガイドラインを参照するということは、従来よりわが国の飲料水質基準、水質環境基準の設定等において行われてきているところです。WHOの手法は、国際的に確立されているのみならず、日本においても実績のある方法です。</p> |

| | |
|---|--|
| (7) 今回の報告は、WHOがTDIの10%を割り当てているとしているが根拠が明らかではなく、10%を適当に小さくした1%を強要している。現状より環境の質を低下させる基準である。 | |
| (8) 水中にはダイオキシン類を溶解しやすい有機溶剤や油脂類などが存在している可能性も考慮すべき。 | 水中のダイオキシン類の測定においては、水中の浮遊物質、有機溶剤・油脂類等を含めて「水質」として分析することとされています。 |
| (9) 水質環境基準値は予防原則に基づき、「検出されないこと」とすべき。 | 環境基準は行政の目標となり、施策の基礎となるものであり、科学的根拠に基づき合理的に説明できる範囲で設定されるべきものです。当部会としては、現在得られる科学的知見を最大限活用して判断を行った結果、1 pg-TEQ/lという値を妥当としたものです。 |
| (10) 全ての公共用水域、地下水に適用する場合は「検出されないこと」が水質環境基準値として設定されることを大前提とすべき。 | |
| (11) 未然防止の徹底のためには、関連する科学的知見の集積が不十分な現在、予防原則に基づいて「検出されないこと」を基準とすべき。 | |

(3) TDI (耐容一日摂取量) に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| 4pg-TEQ/kg/dayというTDIを基にして環境基準を設定することは問題である。 | 中環審環境保健部会・生活審議会・食品衛生調査会により平成11年6月にTDI 4pg-TEQ/kg/dayが示されており、これを前提として検討すべきものと考えました。 |

(4) 底質環境基準に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|---|
| (1) 水系における魚介類等へのダイオキシン類の蓄積は、底質からのフラックスも影響していることから水質・底質も含めた水系全体の環境基準の設定が必要。 | 底質については、底質からの魚介類への移行・蓄積の機構等の知見が不足しており、現時点では環境基準の設定は困難と考えます。今後知見の集積に努め、環境基準の設定について検討してまいります。 |
| (2) 現実の底質汚染濃度を桁違いに引き下げるという考え方で暫定的な底質の環境基準を設定すべきではないか。 | |
| (3) 底質は浚渫等により著しい二次汚染を引き起こすため、定常状態における環境基 | 汚染された底質の対策については、二次汚染を引き起こさないよう最大限の留意が必 |

| | |
|--|--------------------------------|
| 準の設定を待たずに既存のデータから高い汚染が確認されている地域においては警戒策をとる必要がある。 | 要と考えます。適切な対策手法について今後検討してまいります。 |
|--|--------------------------------|

(5) 達成期間に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|---|
| (1)環境基準は直ちに達成され維持されることを義務付け、塩ビ製品の焼却禁止等の達成されない場合の方策を義務付けるべき | ダイオキシン類は、環境媒体間の蓄積・移行があり、各種対策の効果発現に時間がかかると考えられること等から直ちに達成とするのは困難と判断いたしました。 |
| (2)環境基準の達成は具体的にいつまでと明記した方がより具体的で納得できる。 | また、同様の理由から、現段階で具体的にいつまでと期日を設定することは困難であるため、できる限り速やかに達成するよう求めることとしました。 |

(6) 適用のあり方に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|------------------------------------|---|
| 環境基準は水域の利水状況に応じて区分・設定することが必要ではないか。 | ダイオキシン類の水質環境基準は、人の健康の保護という観点から設定されるものであり、これまでの健康項目に係る水質環境基準と同様に、河川、湖沼、海域を問わず全ての公共用水域に同一の基準を適用することが適当であると考えます。 |

(7) 今後の課題に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| 今後知見を集積すべき底質の対策手法にダイオキシン類の排水浄化対策技術も含めて欲しい。 | 排水浄化対策技術は底質の汚染防止においても重要と考えますが、排水処理技術の開発・実用化等については、別途「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について」の答申案において記述しました。 |

(8) その他の意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|
| (1)魚類をはじめとする食品基準を設定すべきである。 | 本答申案は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準の設定について取りまとめたものです。 |
| (2)議事は部会、専門委員会ともに要旨のみではなく議事録を公開すべき。 | 水質部会、ダイオキシン類環境基準専門委員会ともに、要旨のみではなく議事録を公開しているところです。 |
| (3)議事要旨の公開には時間がかかっているが、少なくとも答申案に対してパブリックコメントを募集するまでには議事録が公開されるべき。 | より迅速な公開に向けて努力いたします。 |
| (4)議事録の公開にあたっては事務局及び各委員の発言についても各々氏名を明記すべき。 | 平成 8 年 1 2 月付けの当部会の決定により、発言者の氏名は伏せることとしております。 |

、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について」に対する意見の募集結果

1．意見の提出状況

意見の提出者数

| | |
|---------------|----|
| ・封書又はFAXによるもの | 5通 |
| ・電子メールによるもの | 3通 |
| 合計 | 8通 |

意見ののべ総数 29件

2．寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方

(1) 排出抑制対策・排水規制の基本的な考え方に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>(1)発生を回避する対策を徹底せずに排水処理施設によるダイオキシン除去を行うことは総体的に廃棄物へのダイオキシン量を増やし、廃棄物の行き着く先でのダイオキシン負荷を増大させる恐れがある。このことから、一次発生源からの発生を防止し最終的になくしてゆくために、塩素からの代替、製造自体の廃止、焼却の廃止を対策の主要な柱とするべき。</p> | <p>排水中のダイオキシン類の排出抑制対策については、一次発生源での発生を抑制する方法と排水処理施設によって削減する方法とがあり、基本的には発生源での発生抑制が重要と考えています。例えば、廃棄物焼却施設等においては、燃焼設備等の改善によって原水濃度を下げる努力を進めていくことが必要と考えています。</p> <p>また、水域へ排出される排水濃度が水質排出基準を超えるような場合にあっては、事業者に対して罰則を伴う排水規制が適用されることとなります。</p> <p>なお、ダイオキシン類の排出源については、今後とも排出実態等を的確に把握しつつ、特定施設の追加等に係る検討が必要と考えており、さらに、ダイオキシン類の排出インベントリーについても、政府において、排出実態調査等の推進により毎年更新することが重要と考えています。</p> |
| <p>(2)インベントリーは既知の排出源しか含まれていない、廃棄物の投棄等による水環境への移行は含まれない、汚泥等の海洋環境への遺棄は含まれないことから、排水規制の基本的な考え方として、「塩素使用施設を全て追跡してダイオキシン発生源を特定し、塩素使用を非ハロゲン系物質へ代替することによって発生の防止を図ること」を追加することが必要である。</p> | |

(2) 特定施設の指定に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|---|
| <p>(1) 特定施設の種別はあまりに限定的でありダイオキシン類の排出可能性がある全ての施設を対象にしなければダイオキシン類の排出抑止は実効性がない。海外における調査研究を考慮し少なくとも大気系への排出が明らかになっている施設は排水系への排出が十分予測できるのでこれを監視・規制すべき。</p> | <p>特定施設については、これまで実施された排出実態調査の結果や内外の知見等に基づき、ダイオキシン類の発生機構及びその排出が確認され、それらの排水が周辺水域の汚染をもたらす可能性があるものなどとして、答申案に示されているものを指定することが適当と考えています。</p> <p>なお、今回特定施設として提案している施設のほかにダイオキシン類の排出源となっている施設があることも否定できないことから、今後とも排出実態等を的確に把握しつつ、特定施設の追加等に係る検討が必要と考えています。</p> |
| <p>(2) 欧米等の知見等も踏まえダイオキシン類の排出の可能性のあるすべての施設について特定施設に付加することが必要。少なくとも大気系への排出が判明している施設は排水系への排出の可能性が十分考慮されるのでインベントリーに記載されている施設は全部を特定施設にすべき。(全く排出される可能性がないことが判明した段階で除外を検討することが適当)</p> | |
| <p>(3) 塩ビ製造に係わる他の工程でのダイオキシンの発生の可能性から、特定施設の指定を他の塩ビ製造工程まで広げる必要がある。</p> | |
| <p>(4) 排水を処理したときに生じる汚泥にもダイオキシン類が含まれており、それには尿尿処理汚泥、下水処理汚泥も含まれるべきである。当然、尿尿処理場、下水処理場が排水規制が行われる特定施設に追加指定されるべきである。</p> | <p>特定施設については、これまで実施された排出実態調査の結果や内外の知見等に基づき、ダイオキシン類の発生機構及びその排出が確認され、それらの排水が周辺水域の汚染をもたらす可能性があるものなどとして、答申案に示されているものを指定することが適当と考えています。</p> <p>また、ダイオキシン類を含む汚水等を処理する下水道終末処理施設については、特定施設として指定すべく提案しています。</p> <p>なお、これまで尿尿に高濃度のダイオキシン類が含まれるという知見は得られていませんが、今後と</p> |

| | |
|---|--|
| | も各種の施設からの排出実態等を的確に把握すべく努めることが必要と考えています。 |
| <p>(5)インベントリーは排水処理施設を持ち公共水域への排出を行っている施設のみに関するものであるが、排水設備を持たず原水の処理もしないままきわめて高濃度の廃水を周辺の環境中に放出しているような施設を汚染源として完全に取りこぼしている。このため、「排水設備を持たないダイオキシン類発生施設は施設内で発生した廃水を施設外に排出してはならない」という項目を追加してほしい。</p> | <p>特定施設から排出されるダイオキシン類を含む汚水等の処理については、都道府県知事等への届出に当たって、排水処理が適切になされているかがチェックされるとともに、排水処理施設の有無にかかわらず特定施設を有していれば、その公共用水域への排水に対してはダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水規制が適用されます。</p> |

(3) 排出基準の設定に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>(1)ダイオキシン類が難分解性であり高度濃縮を起こす性質を有しており、予防の原則から考え、排出基準をより厳しいものにしなければ、生態系や人体に取り返しのつかない被害が発生するおそれがある。またより厳しい基準で望むことが、もっとも予防の効果が高く、また修復コストの増大を防ぐことができる。</p> | <p>水質排出基準については、排出の削減に係る技術水準を勘案して設定することが法律上、求められています。このため、専門委員会において、これまでの排出実態調査の結果や諸外国における規制の現状等を踏まえつつ、関係業界からのヒアリング等を行い、排出の削減に係る技術的評価を十分に行った結果を受け、答申案に示されているとおり設定することが適切と考えています。</p> <p>なお、諸外国において法的な排水規制が行われている事例は少ないですが、それらに比べても極めて厳しい規制水準と認識しています。</p> |
| <p>(2)水質排出基準を水質環境基準の10倍としている科学的根拠がなく、提示すべき。</p> | |
| <p>(3)ダイオキシン排出をなくすことを最終的な目標とし、それを可能な限り早く達成するために基準や対策を設けるべき。</p> | |
| <p>(4)ダイオキシン類が河川上流</p> | |

で低濃度であるが、下流になるほど高濃度になっているとの報告があること、わが国には農薬等由来のダイオキシン類が大量の地上ストックとして存在していることから、排水基準の10pg-TEQ/lが希釈されるとしていることは根拠がない。

(5) 今回の排出基準値の設定及び猶予期間等の経過措置は、ダイオキシン類の発生源を温存させるものである。現在の廃水処理技術をもってすればもっと厳しい排水基準値を制定したり、猶予期間を認めなくても、事業所は対応が可能である。

(6) 暫定基準の設定及び猶予期間等の経過措置は現状追認である。現在の処理技術を適用すれば可能であるのに、経済性等の理由を斟酌して決めており、技術の適用ができない施設等は生産工程の変更や施設停止若しくは閉鎖等の措置を講じるべき。

(7) 塩ビ製造工場からのダイオキシン類の排出は製法の転換でなくせる可能性がないこと、工場立地は瀬戸内海などの閉鎖系水域に放流される場合が多いこと、排水量が1500～2600000m³/日と大きな幅があることなどから、塩ビ製造工場について排水基準を強化する必要がある。

(8) 生物濃縮を考慮せずに設定された水質環境基準から決められた排水基準は桁違いに厳しくすべき。

水質排出基準については、排出の削減に係る技術水準を勘案して設定することが法律上、求められています。このため、専門委員会において、これまでの排出実態調査の結果や諸外国における規制の現状等を踏まえつつ、関係業界からのヒアリング等を行い、排出の削減に係る技術的評価を十分に行った結果を受け、答申案に示されているとおり設定することが適当と考えています。

この場合において、ダイオキシン類の除去に対して格段に効果的な排水処理技術はいまだ開発・実用化の途上にあることから、一部の施設に対しては、法の施行から3年間は暫定的な基準を設定することもやむを得ないと考えています。

なお、暫定的な基準が適用される施設においては、その適用期間内であっても可及的速やかに10pg-TEQ/lが達成されるよう努める必要があると考えています。

水質排出基準は、水質環境基準の維持・達成を図る観点から、排出の削減に係る技術水準を勘案して答申案に示されているとおり設定することが適当と考えています。

なお、水質環境基準については、現在得られる科学的知見を最大限活用し、生物濃縮の観点からも検証を行っています。

| | |
|---|--|
| <p>(9)ダイオキシンについては、濃度規制ではなく、排出の総量について年限を明示して最終目標に向けた迅速な削減計画をたてる必要がある。</p> | <p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するため国の計画を作成することとされており、本計画において削減目標量、その達成のため事業者が講ずべき措置等を定めることとされています。</p> <p>なお、今後の法の施行に伴い、水質等のダイオキシン類による汚染の状況について常時監視を行い、政府により対策効果の把握・検証がなされるものと考えています。</p> |
| <p>(10)塩ビ製造工場からのダイオキシン類の排出は製法の転換でなくせる可能性がないこと、工場立地は瀬戸内海などの閉鎖系水域に放流される場合が多いこと、排水量が1500～2600000m³/日と大きな幅があることなどから、塩ビ製造工場について、濃度規制でなく、排出量規制も行う必要がある。</p> | <p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するため国の計画を作成することとされており、本計画において削減目標量、その達成のため事業者が講ずべき措置等を定めることとされています。</p> <p>なお、今後の法の施行に伴い、水質等のダイオキシン類による汚染の状況について常時監視を行い、政府により対策効果の把握・検証がなされるものと考えています。</p> |
| <p>(11)固定化光触媒の処理装置を利用することにより、ほとんどの施設の排水濃度を1pg-TEQ/l程度にすることが容易に可能であることから、水質排出基準は3～5pg-TEQ/l程度が妥当。処理装置がすぐに設置できなければ次善の策として、3～5年後にはそのように改めるべき。 (10pg-TEQ/lより厳しくすべき)</p> | <p>水質排出基準については、排出の削減に係る技術水準を勘案して設定することが法律上、求められています。</p> <p>専門委員会においては、現在導入又は研究されている排水処理技術について検討するとともに、関係業界からのヒアリング等を行い、排出の削減に係る技術的評価が十分に行われました。</p> <p>近年、排水中のダイオキシン類の処理についての各種研究・開発、その実用化に向けた取り組みが鋭意進められていますが、ダイオキシン類の除去に対して格段に効果的な排水処理技術はいまだ開発・実用化の途上にあると認識しています。</p> <p>このため、引き続き、排水中のダイオキシン類の処理技術についての各種研究・開発、その実用化に向けた取り組みに対して、国等が技術的支援、普及促進を行い、その導入を図ることによって排水濃度の一層の低減を進めることが重要と考えています。</p> |

(4) 測定方法に関する意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>(1)設置者による測定回数は年1回以上とされているが、これでは正確な測定や現状把握が期待できない。測定費用は需要と</p> | <p>設置者による測定回数については、法律に基づき最低必要な回数として年1回以上とすることが適当と考えています。</p> <p>また、法律によって義務化された測定とは別に、</p> |

| | |
|---|--|
| <p>供給及び技術の進歩によって変化するものであり、事業者の費用負担を心配するより、ダイオキシン類による国民への影響を懸念するべきである。簡易な測定方法の併用なども考慮し、測定回数をさらに増加させる必要がある。</p> | <p>排水濃度の時間的な変動を事業者が的確に把握し、日常の運転管理に活用することが望ましいと考えています。</p> <p>なお、事業者の負担軽減、施設の運転管理の充実に図るため、ダイオキシン類の簡便な測定法の調査・検討を進めることが必要と考えています。</p> |
| <p>(2)設置者による測定回数について、測定費用が高価であることを理由に年1回以上としているが、排水水質変動の実態に合わせて適宜回数実施することが必要。</p> | |
| <p>(3)1日の水質変動が著しい場合には、本来は連続測定が望ましいが、便宜的な措置として1時間ごとの採水による測定も考慮すべき。</p> | |
| <p>(4)測定回数が1回以上となっているが、これでは通念の排出状況は把握できない。</p> | |

(5) その他の意見

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| <p>(1)排水を処理したときに生じる汚泥にもダイオキシン類が含まれており、その基準が設定されるべきである。</p> | <p>今回の答申案は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について」取りまとめたものです。</p> <p>なお、汚泥については、廃棄物部会の考え方をご参照ください。</p> |
| <p>(2)測定結果の全てを公開とすることが地域住民の安全と知る権利の観点から不可欠。また、住民が希望する場合には、住民等が測定に立ち会うことを保証することも必要である。</p> | <p>ダイオキシン類対策特別措置法においては、事業者による自主測定結果について、都道府県知事が報告を受け、その結果を公開することとされています。また、環境庁等が行う環境調査の結果などについては、従来から国民に公表されています。</p> <p>なお、測定時の住民の方々等の立ち会いについては、個々の事例において測定主体が判断するものと</p> |

| | |
|--|--|
| | 考えています。 |
| (3)国民の方々にパソコンだけでなく、テレビ、ラジオ等を用いて広報してほしい。 | 意見の募集に当たっては、環境庁のホームページに掲載したほか、記者発表を行い、テレビ、ラジオ、新聞等でも報道していただけるよう努めてまいりました。引き続き、より広く国民の方々にお知らせできるように努めてまいりたく考えています。 |
| (4)正確な情報、根拠等のある情報にして欲しい。また、不明なら不明とってほしい。 | 国民の皆様には正確な情報を的確に提供できるように引き続き、努めてまいりたく考えています。 |
| (5)結局、国民一人一人が防衛行動し、全員で防止対策を行動しなければならない。 | ダイオキシン類の排出抑制については、発生源における対策だけでなく、廃棄物の発生抑制に努めることが重要と考えています。 |
| (6)一人一人が大人の責任と義務を行動してほしい。 | このため、内閣総理大臣が主宰するダイオキシン対策関係閣僚会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定し、その中で廃棄物の発生抑制、製品等の再利用、リサイクルの推進等が示されており、政府によりこれらの施策が鋭意進められています。 |
| (7)飲み水や食品等家庭まわりの緊急な調査を願うとともに、閣議、長官等がリスク等について判定してほしい。 | 関係省庁において、これまで水や食品等に含まれるダイオキシン類の調査が行われています。 また、水質については、人の健康保護に関する環境基準を設定することとしており、これに照らして評価が行われることとなります。 |